

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	株式会社東京放送ホールディングス
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 俊爾
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 伊藤 博信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 伊藤 博信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第87期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金11円

#### 第2号議案 取締役14名選任の件

井上弘、財津敬三、石原俊爾、藤田徹也、難波一弘、加藤嘉一、星野誠、新田良一、河合俊明、武田信二、山本雅弘、槍田松瑩、朝比奈豊、および石井直を取締役に選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

田中龍男を監査役に選任する。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役16名および監査役5名に対し、取締役賞与として総額62百万円（うち社外取締役4名に対し総額4百万円）、監査役賞与として総額8百万円（うち社外監査役3名に対し総額3百万円）を支給する。

#### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額9億円以内（うち社外取締役分60百万円以内）、監査役の報酬額を年額1億円以内に改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	1,355,700	757	30	（注）1	可決（94.74%）
第2号議案				（注）2	
井上 弘	1,259,511	96,781	2		可決（88.02%）
財津 敬三	1,302,294	53,816	184		可決（91.01%）
石原 俊爾	1,262,572	93,720	2		可決（88.23%）
藤田 徹也	1,317,075	39,035	184		可決（92.04%）
難波 一弘	1,317,110	39,000	184		可決（92.05%）
加藤 嘉一	1,319,328	36,782	184		可決（92.20%）
星野 誠	1,320,036	36,074	184		可決（92.25%）
新田 良一	1,320,119	35,991	184		可決（92.26%）
河合 俊明	1,351,751	4,359	184		可決（94.47%）
武田 信二	1,317,021	39,089	184		可決（92.04%）
山本 雅弘	1,230,356	125,936	2		可決（85.98%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
槍田 松瑩	1,278,993	77,299	2		可決(89.38%)
朝比奈 豊	1,145,505	210,787	2		可決(80.05%)
石井 直	1,309,540	46,752	2		可決(91.52%)
第3号議案				(注)3	
田中 龍男	1,346,267	10,218	2		可決(94.08%)
第4号議案	1,335,654	20,678	155	(注)4	可決(93.34%)
第5号議案	1,290,984	65,501	2	(注)5	可決(90.22%)

(注)1. 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

3. 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4. 第4号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

5. 第5号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上